

感染対策マニュアル

1-2 感染対策指針

感染対策委—002

第 2 版

2021 年 4 月 1 日

医療法人社団ときわ会

常盤平中央病院

感染対策委員会

©2021, 医療法人社団ときわ会常盤平中央病院

目次

1. 医療関連感染対策に関する基本的な考え方	1
2. 組織および体制	1
3. 職員研修	2
4. 院内感染発生状況の報告	2
5. 感染発生時の対応	2
6. 患者への情報提供と説明	3
7. 病院における院内感染対策の推進	3

感染対策マニュアル 1-2 感染対策指針	V	文書番号 感染対策委-002	頁 1/3
-------------------------	---	-------------------	----------

この指針は、医療関連感染の予防・再発防止対および集団感染事例発生時の適切な対応など、常盤平中央病院（以下「当院」という。）における感染対策体制を確立し、適切かつ安全で質の高い医療サービスの提供を図ることを目的とする。

1. 医療関連感染対策に関する基本的な考え方

- (1) 近年、医学の進歩により高度な技術を要する手術が行われることや、高齢者や様々な合併症を有する疾患を持った患者が受診されることが増加している。また感染症で入院される場合も多く存在する。全ての感染症を防止することは不可能だが、われわれが安全かつ適切な医療を提供するため、医療関連感染を防止する必要な事項を定める。
 - (2) 当院の感染対策は、医療機関内においては感染症の患者と感染症に罹患しやすい患者とが同時に存在していることを前提とする。手厚い医療的なケアを行う際に必然的に起こりうる患者・職員への感染症の伝播リスクを最小化するとの観点に立ち、全ての患者が感染症を保持し、かつ罹患する危険性を併せ持つと考えて対処する「標準予防策（スタンダードプリコーション）」の観点に基づいた医療行為を実践する。あわせて必要に合わせて感染経路別予防策（空気感染予防策、飛沫感染予防策、接触感染予防策）を実施する。
 - (3) 個別および病院内外の感染症情報を広く共有して、医療関連感染の危険および発生に迅速に対応することを目指す。
 - (4) 医療関連感染が発生した事例については、速やかに把握、評価して、事例を発生させた感染対策システム上の不備や不十分な点に注目し、その根本原因を究明し、これを改善していく。
 - (5) 感染事例の発生頻度を、院外の諸機関から公表される各種データと比較し、わが国の医療水準を上回る安全性を確保して患者に信頼される医療サービスを提供し、医療の質の向上に寄与することを基本姿勢とする。
- こうした基本姿勢をベースにした感染対策活動の必要性、重要性を全部署及び全職員に周知徹底し、院内共通の課題として積極的な取り組みを行う。

2. 組織および体制

当院における医療関連感染防止を推進するために、本指針に基づきに以下の役職および組織等を設置する。

- (1) 感染対策委員会
- (2) 感染対策チーム（ICT）

(1) 感染対策委員会

医療関連感染対策に関する院内全体の問題点を把握し改善策を講じるなど感染対策活動の中核的な役割を担うために、院内の組織横断的な感染対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

委員会は、病院長、看護部長、診療部長、事務長、薬局長、その他感染対策委員会が必要と認める者で構成する。

委員会は毎月1回開催する。また、必要な場合、委員長は臨時委員会を開催することができる。

感染対策マニュアル 1-2 感染対策指針	V	文書番号 感染対策委-002	頁 2/3
-------------------------	---	-------------------	----------

委員会の委員長（以下「委員長」という。）は、病院長が指名する。ただし、委員長が不在の場合は、副委員長がその職務を代行する。

委員会は、ICT などを通して感染対策の活動を支援するとともに、対策を要する事案の解決の方策を策定する。

委員会が必要と認めるときは、関係職員等の出席を求め、意見を聴取することができる。所掌業務は、①感染の発生を未然に防止する予防対策に関する事②感染が発生した場合における緊急対策に関する事③院内感染に関する事④院内感染対策に関する事⑤感染のレベルの判断と公表に当たっての内容の検討に関する事⑥その他必要と認められる事項とする。

（2） 感染対策チーム（ICT：infection control team）

当院において具体的かつ実践的に感染対策を実行する実務組織として院長直属の感染対策チームを置く。感染防止対策に必要な知識および技能を有する職員を院長が指名する。医師、看護師、薬剤師、臨床検査技師 事務 等 5名前後で構成する。

感染対策チームは、主として以下の任務を負う。

①院内ラウンドを行い、感染対策の実施状況を確認し指導、助言を行う、②抗菌薬の適正使用についてアドバイスを行う。③各サーベイランスを実施し感染率を算出する。④院内集団感染時の対策を策定する⑤職業感染への対策を策定する。

3. 職員研修

医療関連感染防止の基本的考え方および具体的方策について、病院職員へ周知徹底を図るために研修会を開催し、併せて病院職員の感染対策に対する意識向上を図る。

職員研修として、全病院職員を対象に年に 2 回以上定例開催する。また、必要に応じて随時開催する。この講習会では感染対策に関する教育と実習を行う。

必要な場合に、個別、部署単位、全職員を対象に研修会を開催する。

院外の感染対策を目的とした各種学会、研修会、講習会の開催情報を広く告知し、参加希望者の参加を支援する。

4. 院内感染発生状況の報告

耐性菌、市中感染症等の院内発生に伴う感染拡大を防止するため、委員会を通じ、感染症の発生状況を全病院職員に速やかに周知する。

医療関連感染とは、病院内で治療を受けている患者が、原疾患とは別に新たな感染を受けて発病する場合を指す。なお、病院に勤務する職員が院内で感染する場合も含まれる。

毎週 ICT が院内ラウンドを行い、リスク事例の把握、評価、周知、対策、指導を行う。

当院の細菌検査結果から微生物の検出状況を把握し、院内に周知する。

5. 感染発生時の対応

院内において感染症患者が集団発生した時は、感染対策委員会を召集し、感染経路の遮断とともに、家族や外来患者等の院外への拡大を防止するよう努める。

（1）感染発生時は、院内感染の発生した部署の病院職員が直ちに ICT メンバーに連絡し、ICT は詳細の把握に努め、必要な場合には ICT、専門家の招集を行い、対策に介入する。ICT は

感染対策マニュアル 1-2 感染対策指針	V	文書番号 感染対策委-002	頁 3/3
-------------------------	---	-------------------	----------

その状況および患者への対応等を病院長ならびに委員会に報告する。

(2) 部署の病院職員およびICTは、速やかに発生の原因を究明し、改善策を立案・実施する。

(3) 感染に対する改善策の実施結果は、委員会を通じて速やかに全病院職員へ周知する。

「感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定される診断及び届出の手続きについて担当医師に助言指導する。新感染症、指定感染症などについては、事前に当院としての対応策を策定し、発生に備える。

(4) 特定の感染症の院内集団発生を検知した場合は、千葉県松戸保健所、千葉県保健医療部、国立感染症研究所などと連携を取って対応する。また、必要時、地域の医療施設と連携をとり、感染拡大の予防、対策に努める。

6. 患者への情報提供と説明

(1) 本指針は、患者または家族が閲覧できるものとする。

(2) 疾病の説明とともに、感染防止の意義および基本手技（手洗い、マスク使用等）についても説明し、理解を得た上で協力を求める。

7. 病院における院内感染対策の推進

(1) 病院職員は、自らが院内感染源とならないため、定期健康診断を年1回以上受診し、健康管理に留意する。

(2) 医療関連感染防止のため、病院職員は感染対策マニュアルを遵守する。

(3) 感染対策マニュアルは、必要に応じて見直し、改訂結果は病院職員に周知徹底する。感染対策マニュアルは各職場共通のものとして整備する。米国疾病管理センター(CDC:Centers for Disease Control and Prevention)のガイドラインや厚生労働省の指針などから重要な内容を抜粋し、当院にあわせて作成を行なう。